

(参考様式 1-2)

事前点検シート

ふりがな	おおさかふ とよのちょう	ふりがな	とよのちょうたかやまちくかつせいかけいかく
計画主体名	大阪府 豊能町	活性化計画名	豊能町高山地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和8年度 ~ 令和10年度 令和8年度 ~ 令和10年度	総事業費 (交付金)	788,317 千円 (228,725 千円)
活性化計画目標	交流人口の増加 (16,000 人/年間) 地域産物の販売額の増加 (3,000 万円/年間) 地域間交流イベントの開催回数 (年間 24 回)	事業活用活性化計画目標	交流人口の増加 (16,000 人/年間) 地域産物の販売額の増加 (3,000 万円/年間) 地域間交流イベントの開催回数 (年間 24 回)

計画主体 確認の日付	令和8年7月3日	農林水産省 確認の日付	
------------	----------	-------------	--

1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	○		豊能町高山地区活性化計画の目標は、中山間地域に位置する高山地区では豊かな自然環境や地区内に存在する都市と農村の交流施設である高山コミュニティセンターといった施設を活かし、都市部から子ども連れの家族やインバウンド需要等の来訪者を呼び込み、交流を図る拠点施設として農産物直売所・カフェ・バーベキュー施設及び太陽光発電等を整備することにより交流人口の増加を図るとした。「農山漁村の活性化のための定住及び地域間交流の促進に関する法律 (平成 19 年法律第 48 号)」第 1 条では、農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進す

				<p>るための措置を講じることにより農山漁村の活性化を図ることを目的とするとされている。また、「定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針の公表について（令和4年9月30日）」第一の2では、農山漁村の活性化を図るにあたり、農林漁業の振興とともに地域資源の保全等が図られることにより、定住等及び地域間交流の促進を通じた集落機能の維持及び地域の発展が図られることを目指すとされている。これらのことから、活性化計画の目標は法律や国が策定する基本方針と適合している。</p>
	<p>事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか。</p>	○		<p>事業活用活性化計画目標及び評価指標を主に、「交流促進対策型」から設定している。交付対象事業については、「交流促進」のための農産物直売所・カフェ・バーベキュー施設等の建設を位置づけており、整合が取れている。</p>
	<p>活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。</p>	○		<p>活性化計画の目標が、「広域からの交流人口および地域を支える関係人口を創出し、次世代へ継承可能な持続可能な地域社会の実現を目指す」であるのに対し、事業活用活性化計画目標を「交流人口の増加」「地域産物の販売額の増加」「地域におけるイベント回数の増加」としていることから、整合が取れている。</p>
1-2	<p>計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。</p>	○		<p>実施中ではない。</p>
1-3	<p>市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。</p>	○		<p>豊能町総合まちづくり計画の施策17では、「自然の中で見る・遊ぶ・食べる。ロケーションを活かしたスポットの創出」が位置づけられており、「都会にはない自然を魅力に、妙見口駅前や高山地区、棚田などのロケーションを活かした体験型サービスを提供する」としており、このことを踏まえ活性化計画及び事業実施計画と連携が取れている。また、土地改良計画に基づくほ場整備事業を現在実施中であり、整備した農地を利用して農産物直売所で販売するための農産物を生産する計画である。</p>

1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等との話し合いの検討状況（開催日、出席者、検討結果等）が分かる資料が添付されているか。	○		農産物直売所・カフェ・バーベキュー施設等の整備に向けて、令和8年5月14日に説明会を開催した。説明会には高山自治会をはじめ、地域協議会の構成員となる高山農空間活性化協議会の関係者を集め、施設の整備に関する意見交換を行った。意見交換の結果、本地区の将来のあるべき姿や各施設の機能について議論され、その意向も踏まえて本計画を進めている。なお、説明会の出席者は23人であった。
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。	○		説明会には、自治会等に女性の参加をお願いしており、女性の意見や提案を聞く場を設けている。
1-5	事業の推進体制は確立されているか。	○		活性化計画等に位置付けられた事業の推進のため、地域協議会が主体となって、高山地区の自治会や高山農空間活性化協議会との地元定例会を開催し、地元との話し合いの場が設けられており、事業の推進体制は確立されている。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○		農観連携・グリーンツーリズムの促進を図るため、「交流人口の増加：16,000人/年」、「地域産物の販売額の増加：3,000万円/年」、「地域間交流イベントの開催回数：24回/年」を目標としている。これらの目標を達成するため、農産物直売所・カフェ・バーベキュー施設等を整備することとしており、整合性は確保している。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	—		該当なし
1-7	計画期間・実施期間は適切か。	○		豊能町高山地区活性化計画では、計画期間を令和8年度から令和10年度までの3年間、事業実施期間を令和8年度から令和10年度の3年間としており、適切な期間としている。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか。	○		旧屋内運動場施設を材料提供生産施設にするため、開発許可を受ける予定。現在は関係機関と事前協議中である。

1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か。	○		全体事業費 788,317 千円に対し、交付限度額は 228,725 千円であり、算定交付率（50%）の範囲内である。
1-10	活性化計画区域の設定は適切か（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○		<p>豊能町高山地区活性化計画では、豊能町の高山地区を計画区域としており、市街化区域及び用途地域は含まれていない。当地区の農林地は区域面積の 9.1% を占めており、また、農林業従事者数は地区内人口の 15.6% を占めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林地面積（79.9ha）÷区域面積（87.6ha）＝9.1% ・農林業従事者数（20 人）÷地区内人口（128 人）＝15.6% <p>「定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針の公表について（令和 4 年 9 月 30 日）」第四の 3 の ①において活性化計画の区域は、当該活性化計画を作成する地方公共団体の区域であって、法第 3 条各号に掲げる要件に該当すると認められる範囲で定めるとされている。また、第二の 1 において、法第 3 条第 1 号に掲げる要件について、農林漁業が重要な地域であると認められること。そして、当該地域において定住等及地域間交流を促進することが当該地域を含む農山漁村の活性化を図るために有効であることとされており、区域設定は適切である。</p>

2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	○		本計画は新規事業であり、実施中や既に完了した事業を切り替えるものではない。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあ	○		建築基準法に基づき基本設計・実施設計を進めており、現在建築確認提出に向けて、大阪府との調整を含め準備を進めている。建築確認申請は 7 月上旬に提出予定で 8 月上旬に許可見込。

	るか。			また、設計・施工時における検査体制については、設計はヤンマーHD内のチームで、完了検査については町も一緒に行う予定。
	実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の地域資源活用交流促進施設、㉕の地域連携販売力強化施設、㉖の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉗の教養文化・知識習得施設、㉘の地域資源活用起業支援施設及び㉙の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。	—		該当しない
	木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか。	—		該当しない
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別記3に定める基準を満たしているか。	○		増築、改築又は併設の事業において、既存施設の取り壊し及び撤去に係る経費は含めていない。また、既存施設の代替として、同種又は同能力のものを再度整備するものでもない。
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	○		交付対象とする施設等の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表の年数表により残耐用年数は、建物本体（旧校舎棟）が13年、材料提供生産施設（旧屋内運動場）が13年、屋外客席部が20年、太陽光パネルが17年、農業用ハウスが14年、バイオコンポスターが7年である。
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか。			
	費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業）費用対	○		農山漁村振興交付金費用対効果算定要領に基づき、年効果額を作付け増加効果及び農畜産物加工効果、農林水産物販売促進効果

	効果算定要領（令和4年4月1日付け3農振第3018号）により適切に行われているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）			により算定した。
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○		費用対効果分析による算定結果は、1.10である（1.0以上）。
	実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる㊸自然・資源活用施設の整備については、温室効果ガス排出量の削減目標が適切に設定されているか。	○		本事業で整備する施設において、屋上への太陽光発電設備の設置導入を行う。これにより、施設運営に伴う温室効果ガス排出量を、従来型の施設と比較して年間4%削減する目標を活性化計画に適切に位置付けている。目標値は、設備の仕様書および想定稼働時間から算出した現実的な数値である。
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領別記3に定める要件等を満たしているか。	○		事業内容としては、農産物直売所や農業体験用ハウスの整備等であり、実施要領別記3の別表3（要件類別ごとの要件等）の1. 定住促進対策事業、事業メニュー「32 リサイクル施設」及び2. 交流対策事業、事業メニュー「24 廃校・廃屋等改修交流施設」、「33 自然・資源活用施設」、「27 農林漁業・農山漁村体験施設」、の要件を満たしている。事業実施主体については、実施要領別記3の第1の2（5）ウの要件を満たしている。（資本金9,000万円、社員数177人）
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか。	○		豊能町が計画主体であり、事業実施主体（施設の指定管理者）が農産物直売所・カフェ・バーベキュー施設等を一体的に整備し、整備後の運営についても指定管理者が行う予定で、基本協定書、年度協定書に、本来の目的以外で利用しないように明記する。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か。			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか。	○		本計画では、高山コミュニティセンター内に農産物直売所、カフェ、バーベキュー施設等を整備するとともに、近隣でアスレチ

			<p>ック施設の整備を予定しており、施設の魅力向上による新たな来訪者の獲得を図る。目標値の設定にあたっては、既存利用者4,000人に加え、同規模の体験型施設であるフォレストアドベンチャー栗東（年間利用者数約15,000人）を参考としつつ、本地区の立地条件や事業規模を勘案して年間11,000人（15,000×0.7）の新規利用者を見込んでいる。さらに、年間100万人以上が訪れる勝尾寺や箕面大滝など近隣観光地との連携やシャトルバス運行等により年間5,000人の誘客を見込んでいる。このため、目標年度における交流人口を年間20,000人と設定し、現状値4,000人との差である16,000人を交流人口の増加目標としている。</p>
<p>近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。</p>	○		<p>近隣市町において、農林水産物を取り扱う直売施設は以下のとおりである。</p> <p><直売施設></p> <p>①能勢町「道の駅能勢くりの郷」：距離21km、車で35分</p> <p>②猪名川町「道の駅いながわ」：距離23km、車で43分</p> <p>③箕面市「JA直売所ほく彩館」：距離14km、車で31分</p> <p>④亀岡市「ギャラリーかめおか」：距離21km、車で36分</p> <p>直売所に関しては、①、②は距離的に、③、④は市街に立地する施設のため、利用客や出荷者が取り合いになる可能性は少ないと考える。</p>
<p>利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか。</p>	○		<p>既存の類似施設である農産物直売所「志野の里」の販売実績の過去3か年の年間利用者数を参考に、年間の見込客数等を算出している。</p> <p>販売額 30,000千円/年、利用者数 15,000人年</p>
<p>施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか。</p>	○		<p>新たに整備する施設には、豊能町への入込客数と勝尾寺への来客数の5%が立ち寄ることを想定し、利用客数の目標を20,000人とした。なお、施設規模は既存のコミュニティ施設を改修する予定</p>

			である。設置場所についても、既存のコミュニティ施設であり、すでに認知された施設であるため、施設の利便性や他の施設との回遊性、観光客を集客するという観点から効果的である。また、運営についても町から指定管理者の指定を受けている。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか。	○	「豊能町総合まちづくり計画」に基づき、中山間地域の交流拠点として整備し、都市と農村の交流を核としたまちづくりを推進していく。なお、高山右近、高山真菜などの地域資源を活用し、様々な取り組みを連携させていくことで、地域ブランドの確立、シティプロモーションの促進、新たなビジネス機会の創出を目指す。また、拠点施設の運営については指定管理者として、これまでと同様に地域との協力体制を構築しながら、インターネットやSNSなどでの情報発信に努める。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか。	○	活性化施設の運営等に関して助言を行う高山地域活性化協議会において、構成員である高山自治会から女性が参画している。また、施設運営のための雇用について女性の採用を予定している。
2-10	事業費積算等は適正か。		
	過大な積算としていないか。	○	一般的な公共建築に使用されている材料を採用する。なお、既存施設の改修が主な事業内容であり、必要最小限の積算としている。
	建設・整備コストの低減に努めているか。	○	材料を標準化し、まとめて仕入れることによるスケールメリットを追求する。また、近年の価格上昇を鑑みて、ある程度数量が確定した後に、事業実施主体が十分に調査し、実施設計時には、町において確認を行う予定。
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）。	○	附帯施設は、バーベキュー施設等であり、適正である。
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象とし	—	備品は、交付対象外としている。

	ていないか。)			
	既存施設の取り壊し及び撤去に係る経費を計上していないか。	○		既存施設の取り壊し及び撤去は、交付対象外としている。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か。	○		整備予定地は、新名神道及び箕面有料道路「箕面とどろみ」ICから車で15分の距離にあり、町内外の人が訪れる「志野の里」と連携できることから、高い集客効果が期待できる。また、農産物直売所では、新鮮な地元野菜を購入することができることから地元住民も訪れる頻度の高い場所である。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか。	○		既存の高山コミュニティセンターを活用することとしており用地の確保はできている。また、R8年6月時点、近畿農政局 経営・事業支援部 担い手育成課へ相談の上、経営改善計画を作成中。R8年度中に申請し、R9年度に資格取得を目指す。資格取得後、農地貸借契約を行い低コスト耐候性ハウスをR10年建設予定。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領別記3に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか。	—		該当しない
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か。			
	実施要領別記3の別表2の(1)生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知)別記1のⅡのⅡ-1の第2の4の(2)事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか。	○		風速35m/s、50kg/m ² 以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもので、単位面積当たりの価格が同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね70%以下の価格であるものを見積書と設計図にて確認済み。
	整備する施設の延べ床面積の合計が1,500 m ² 以内か(既存施設は	—		該当しない

	除く)。 施設の上限事業費は、延べ床面積1㎡当たり29万円以内であるか(既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか)。	○		施設の上限事業費は、 廃校・廃屋等改修交流施設 (1,075㎡×290千円=311,750千円<556,733千円) 農林漁業・農山漁村体験施設 (300㎡×51千円=15,300千円<20,668千円) なお、超過額については、事業実施主体が負担する。
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。	/	/	/
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか。	—		該当しない
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか。	—		該当しない
	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか。	—		該当しない
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか。	—		該当しない
2-16	事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む。)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。	○		施設整備にあたって活用する国庫補助(農山漁村振興交付金)を除いた負担分は、事業実施主体にて対応する。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か。	○		一般競争入札または地方自治法第234条第2項の定めに準じて指名競争入札により実施する予定である。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか。	/	/	/
	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)。	○		運営については指定管理としており、すでに協定書を締結している。他の町の指定管理施設と同様に、リスク分担について取り決めを行っており、公共施設の適正な維持管理に努める。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、	○		事業実施主体において収支計画を作成し、公認会計士による経

	事業費が 5,000 万円以上のものについては、公認会計士や中小企業診断士等による経営診断を受け、適正なものとなっているか。			営診断を受け、適正な評価を受けている。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか。	—		該当なし
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）。	—		該当なし
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか。	○		施設の目的が都市と農村との交流施設である。大規模化や生産体制の効率化による産地競争力の強化を目的として整備する施設ではない。
2-22	他の施策（強い農業づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか。	○		他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）の対象ではない。
2-23	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）別記3の別紙2（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）。	○		農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領別記3の別紙2（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組はない。

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。